

第 24 回総会議事録

(令和 4 年 6 月 27 日開催)

横浜市中心農業委員会

| 横浜市中央農業委員会 第7期第24回総会 議事録 | |
|--------------------------|--|
| 日 時 | 令和4年6月27日（月）14時00分～16時10分 |
| 開催場所 | 都筑区総合庁舎6階会議室 |
| 出席者の状況 | 総委員数 19名 出席委員数 18名 欠席委員数 1名 ※別添出欠状況表のとおり |
| 開催形態 | 公開（傍聴者0人） |
| 議 題 | <p>1 議案</p> <p>第1号議案 農地法第3条の規定に基づく許可申請に対する処分決定について</p> <p>第2号議案 農地法第4条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について</p> <p>第3号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について</p> <p>第4号議案 農地法の適用を受けない土地に係る非農地証明について</p> <p>第5号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について</p> <p>第6号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について</p> <p>第7号議案 農地造成工事の承認について</p> <p>第8号議案 特定農地貸付法に基づく特定農地貸付けの承認について</p> <p>第9号議案 旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業の事業計画に関する意見照会について</p> <p>第10号議案 農用地利用集積計画案の審議について</p> <p>第11号議案 農用地利用配分計画の意見照会について</p> <p>2 報告事項</p> <p>第1号 農地法第3条の3の規定による届出について</p> <p>第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出に対する受理について</p> <p>第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出に対する受理について</p> <p>第4号 相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について</p> <p>第5号 農地の転用事実に関する照会文書の回答について</p> <p>第6号 農業委員会が発行した5月分扱い諸証明の確認について</p> <p>第7号 農業経営改善計画の認定について</p> <p>第8号 農地所有適格法人の事業の状況報告について</p> <p>第9号 令和4年度農地パトロール（利用状況調査）の実施について</p> |
| 審議結果 | <p>第1号議案</p> <p>10番 許可</p> <p>11番 許可</p> <p>12番 許可</p> <p>第2号議案</p> <p>11番 許可相当</p> <p>12番 許可相当</p> <p>13番 許可相当</p> |

| | |
|-----|---|
| | 14番 許可相当 15番 許可相当 第3号議案 7番 許可相当 8番 許可相当 9番 許可相当 第4号議案 18番 証明交付 19番 証明交付 20番 証明交付 21番 証明交付 第5号議案 2番 証明交付 3番 証明交付 4番 証明交付 第6号議案 4番 利用確認 5番 利用確認 6番 利用確認 7番 利用確認 第7号議案 2番 承認 第8号議案 3番 承認 第9号議案 承認 第10号議案 決定 第11号議案 承認 |
| 議 事 | |
| 事務局 | (開会 14時00分) 事務局より出席状況(出席委員18名、欠席委員1名)を報告し、法第27条第3項の規定により総会成立要件を満たしていることを報告。 横浜市中心農業委員会会議規則第4条の規定により、角田昇会長が議長となる。 |
| 議長 | ただ今から第24回総会を開催します。 本日の議事録署名人は、議席番号10番大澤博委員、11番岡部弘委員にお願いします。 それでは第1号議案「農地法第3条の規定に基づく許可申請に対する処分決定について」審議します。10番について事務局から説明してください。 |

| | |
|---------------|--|
| <p>事務局</p> | <p>譲受人は自宅周辺で果樹を中心に、露地野菜、水稻の耕作をしています。申請地は自宅から車で25分の距離ですが、今回売買の話がまとまったため申請に至りました。</p> <p>譲受人世帯としての経営農地は約76a、取得後には約81aとなり、緑区の下限面積30aを超えています。譲受人の経営農地は全て良好に耕作されています。</p> <p>取得後は果樹の栽培を予定しています。</p> <p>通作距離についても車で25分と問題なく、申請者本人は年間300日程度従事しており、妻と子も100日程度従事しております。常時従事日数の観点からも問題ありません。周辺との調和要件の点でも、農地法第3条第2項の各号に該当せず、許可要件を満たすと考えます。御審議のほどよろしくお願いいたします。</p> |
| <p>議長</p> | <p>10番について地区担当の岡部委員の意見はいかがですか。</p> |
| <p>岡部委員</p> | <p>譲受人は、主に耕作しているオリーブ畑を拡大することです。良好に耕作されており、問題ありません。</p> |
| <p>議長</p> | <p>10番について他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、10番について許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p> |
| <p>委員</p> | <p>(挙手)</p> |
| <p>議長</p> | <p>賛成多数と認め、10番は許可とします。 続いて、11番について事務局から説明してください。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>譲受人は農業拡大を考えており、また、譲渡人は経営縮小を希望していたため、今回の申請に至りました。</p> <p>譲受人の耕作面積は166aで都筑区の下限面積の30aを超えています。主に植木、露地野菜を栽培しています。通作距離も付近の農地で多く耕作していることから問題ありません。</p> <p>周囲との調和条件については問題ありません。</p> <p>その他、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件を満たすと考えます。御審議のほどよろしくお願いいたします。</p> |
| <p>議長</p> | <p>11番について地区担当の根本推進委員の意見はいかがですか。</p> |
| <p>根本推進委員</p> | <p>譲受人は、子とともに植木を中心に頑張っている方です。事務局の説明のとおり、問題ありません。</p> |
| <p>議長</p> | <p>11番について他の委員の意見、質問等がありますか。</p> |

| | |
|-------|--|
| 委員 | <p>無いようですので、11番について許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手)</p> |
| 議長 | <p>賛成多数と認め、11番は許可とします。</p> <p>続いて、12番について事務局から説明してください。</p> |
| 事務局 | <p>譲渡人は高齢により当該地を耕作できず、農業の廃止を希望していました。また、譲受人は農業拡大を希望していました。</p> <p>申請地は譲受人所有農地と隣接しています。所有者が高齢のため耕作できず、譲受人である甥に畑を譲り渡したいと考えていました。譲受人世帯の所有農地は申請地取得後も520.1㎡で、旭区の下限面積要件3,000㎡を満たしておりませんが、申請地と所有地は隣接しており、申請者の他に隣接している農地の所有者は耕作を行っておりません。また、申請地は通作路が無く、譲受人の所有農地の通作路を通らなければ耕作することはできない状況です。</p> <p>このことから、申請地について所有地と一体として利用しなければ利用することが困難であると判断できますので、農地法施行令第2条第3項の下限面積の例外要件に該当すると考えます。</p> <p>なお、譲受人世帯の耕作農地は良好に耕作されており、取得後も家族で一体として露地野菜を耕作する予定とのことで、全部効率要件、常時従事要件等のその他の要件は満たしております。</p> <p>また、地域の調和要件についても問題ありません。</p> <p>以上、農地法第3条の許可相当として考えております。御審議のほどよろしくお願いたします。</p> |
| 議長 | <p>12番について地区担当の小川名委員の意見はいかがですか。</p> |
| 小川名委員 | <p>この例外規定により譲受人が取得すれば管理ができます。問題ありません。</p> |
| 議長 | <p>12番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、12番について許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p> |
| 委員 | <p>(挙手)</p> |
| 議長 | <p>賛成多数と認め、12番は許可とします。</p> <p>続いて、第2号議案「農地法第4条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について」審議します。11番について事務局から説明してください。</p> |
| 事務局 | <p>申請者は高齢のため申請地の耕作が困難です。世帯で所有する市街化区域の土地活用に伴い、賃貸していた法人を退去させ市街化調整区域に賃貸するため、転用するも</p> |

| | |
|------|--|
| | <p>のです。</p> <p>借受法人は鶴見区に本社があり、建築資材等の運搬を行っている会社です。今回、土地所有者の土地活用変更のため要請を受け、事業地の移転をするものです。現在の事業地と申請地は距離として10mほどで面積等の条件は変わりません。</p> <p>立地基準は第3種農地です。前面道路に上下水管が埋設されており、500m以内に上川井小学校と赤枝病院があります。</p> <p>被害防除については、雨水は砂利敷きにより自然浸透させます。周囲は既存のコンクリートを活かしますが、一部コンクリート擁壁が欠損している部分はコンクリートブロックを新設します。</p> <p>所有農地に違反転用はありません。</p> <p>また、当該地は宅地造成規制区域ですが、土地の造成等を行いませんので申請・協議は不要です。</p> <p>以上、許可相当として市へ進達したいと考えております。御審議のほどよろしくお願いいたします。</p> |
| 議長 | 11番について地区担当の阿部委員の意見はいかがですか。 |
| 阿部委員 | 周りに農地もなく問題ありません。 |
| 議長 | <p>11番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、11番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p> |
| 委員 | (挙手) |
| 議長 | <p>賛成多数と認め、11番は許可相当とし市に進達します。</p> <p>続いて、12番について事務局から説明してください。</p> |
| 事務局 | <p>申請者は高齢のため農業経営を縮小しています。土地の有効活用を検討していたところ、関東エリアで石油の運送を行う法人より当該地を利用したいとの申し入れがあり転用するものです。</p> <p>借受法人は、東京都世田谷区に本社があり、関東圏を中心に神奈川にも石油を運送しています。神奈川エリアへの運送の際に東京の本社から配送を行うため時間がかかり、非効率でした。新たな駐車場を設けることで車両の増加とより効率的な運送による事業の拡大を図りたいと考えていたところ、申請地は高速道路のインターチェンジからも近く道路付きも良かったため、今回の申請に至りました。</p> <p>立地基準は第3種農地です。前面道路に上下水管が埋設されており、500m以内に小机町宮原公園といわの整形外科があります。</p> <p>被害防除については、雨水は砂利敷きにより自然浸透させます。東側、西側は既存のコンクリートブロックを活かしますが、その内側に新設で鋼板を設置します。西側</p> |

| | |
|------|---|
| | <p>の農地所有者にはその施工で了承いただいています。南側は道路と接しており、法面になっていますがコンクリートブロック8段とメッシュフェンスを設置し、高さをそろえます。</p> <p>申請者の所有農地に違反転用はありません。</p> <p>出入口のU字溝について、石油運送の際に重い車が通るため、港北土木事務所と協議したところ、今のままでも問題はないが補強を検討しているとのことです。</p> <p>以上、許可相当として市へ進達したいと考えております。御審議のほどよろしくお願いいたします。</p> |
| 議長 | 12番について、地区担当の大塚委員の意見はいかがですか。 |
| 大塚委員 | 事務局の説明のとおり、問題ありません。 |
| 議長 | <p>12番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、12番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p> |
| 委員 | (挙手) |
| 議長 | <p>賛成多数と認め、12番は許可相当とし市に進達します。</p> <p>続いて、13番について事務局から説明してください。</p> |
| 事務局 | <p>申請者は相続により申請地を取得しましたが、農業には携わっていないため申請地の有効活用を考えていたところ、駐車場として利用したいとの申し入れがあったため転用するものです。</p> <p>借受法人は中古車販売業を営んでいますが、現在使用している駐車場の立ち退きを迫られたため、本店から近く、現在の駐車場に置いている約50台の車を置ける条件の土地を探していたところ、申請地が条件に合致しました。</p> <p>立地基準は第3種農地です。前面道路に上下水道があり、500m以内に診療所と歯科医院があります。</p> <p>被害防除ですが、敷地内は出入口部分を除き砕石敷きとし、雨水は自然浸透とします。申請地の西側の道路から出入りしますが、道路部分の方が申請地より高いため、一部土を盛りコンクリート舗装にした上で出入口として使用します。南側にも申請地に入りにできる箇所があります。そこには鋼板等は新設しないため出入りできる状態ではありますが、今回出入口としては使用しません。北側の農地との境界には鋼板を新設します。北側以外は宅地や資材置場等で囲まれています。先ほど申し上げた南側の出入りできる箇所以外には既存の擁壁等や新設の鋼板等で囲みます。</p> <p>宅地造成規制区域内ですが、今回の工事について宅地造成には該当しない旨建築局調整区域課に確認済みです。また、出入口として使用する部分の縁石の切り下げについて港北土木事務所と調整済みです。</p> |

| | |
|--------|--|
| | <p>申請者の農地法上の違反ですが、「第4号議案 農地法の適用を受けない土地に係る非農地証明について」の19番で、申請受付済みです。</p> <p>以上、第4号議案の承認を要件とし、許可相当として市へ進達したいと考えております。御審議のほどよろしくお願いいたします。</p> |
| 議長 | 13番について地区担当の小山推進委員の意見はいかがですか。 |
| 小山推進委員 | 境界線上の土留め対策がされ、また近隣の理解を得られていますので問題ありません。 |
| 議長 | 13番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、13番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。 |
| 委員 | (挙手) |
| 議長 | 賛成多数と認め、13番は第4号議案19番の承認を要件に許可相当とし市に進達します。 続いて、14番について事務局から説明してください。 |
| 事務局 | <p>申請人は令和元年に父から農地を相続し、農業経験の少ない中夫婦で営農していましたが、申請者の夫が病気を患い農業従事が難しくなり、申請者本人のみでは労力が不足するため農業規模の縮小を考えていたところ、近隣事業者から駐車場として利用したいと申し入れがあり転用するものです。</p> <p>借受法人は、緑区長津田に事業地のある土木工事業を営む法人で、近隣で駐車スペースを間借りしておりますが撤退を求められています。また、事業地の通勤車及び来客用駐車スペースも不足しています。間借り地撤退後の移転分及び不足分が駐車可能で事業地から500m程度の距離で代替地を探したところ申請地が唯一条件を満たす土地でした。</p> <p>立地基準は第2種農地で、南町田グランベリーパーク駅の周辺概ね862m以内の区域で区域面積に占める宅地面積の割合が59.2%となっております。</p> <p>被害防除については、敷地内は砕石敷きにし、雨水は自然浸透させます。隣地境界は既存コンクリートブロック、と新設のコンクリート擁壁で土砂流失を防止します。</p> <p>申請者に違反転用はございません。</p> <p>以上、計画・被害防除も適切に行われることから許可相当として市に進達したいと考えております。御審議のほどよろしくお願いいたします。</p> |
| 議長 | 14番について、地区担当の岡部委員の意見はいかがですか。 |
| 岡部委員 | 近隣の同意も得ているので、問題ありません。 |

| | |
|------|--|
| 議長 | <p>14番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、14番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p> |
| 委員 | (挙手) |
| 議長 | <p>賛成多数と認め、14番は許可相当とし市に進達します。</p> <p>続いて、15番について事務局から説明してください。</p> |
| 事務局 | <p>申請者は父と一緒に農業に従事してきましたが、父が体調を崩したため農業経営を縮小しています。申請地は交通量の多い道路に面していて農薬の取り扱いが難しく、農作業には不向きです。土地の有効活用を検討していたところ、当該地の近くで企業の送迎を行っている法人より当該地を利用したいとの申し入れがあり転用するものです。</p> <p>借受法人は、神奈川・東京で観光バス運営をしており、コロナ禍においては企業と契約し社員の送迎を行っています。都筑区折本町で駐車場を借りて、周辺企業の社員の送迎を行っていましたがその駐車場の解約を迫られ、近隣で代替地を探していました。代替地の条件となる折本町から2km圏内で大型バスが通行できる道路に接している800～900㎡の土地は申請地しかありませんでした。</p> <p>立地基準は第2種農地です。市街化区域から500㎡以内にあり、10ha以上の集団農地に含まれません。</p> <p>被害防除については、雨水は砂利敷きにより自然浸透させます。周辺にはコンクリートブロックを西、南側は3段、北側は2段新設します。また、出入口を大きく確保するため前面水路に塩ビパイプを設置し、その上からコンクリートを打設し、スロープを形成します。施工方法について港北土木事務所と協議済みです。</p> <p>所有農地に違反転用はありません。また、他法令との調整は特にありません。</p> <p>以上、許可相当として市へ進達したいと考えております。御審議のほどよろしくお願いいたします。</p> |
| 議長 | 15番について、地区担当の大塚委員の意見はいかがですか。 |
| 大塚委員 | 特に問題ありません。 |
| 議長 | <p>15番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、15番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p> |
| 委員 | (挙手) |
| 議長 | 賛成多数と認め、15番は許可相当とし市に進達します。 |

| | |
|-------------|---|
| <p>事務局</p> | <p>続いて、第3号議案「農地法第5条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について」審議します。7番について事務局から説明してください。</p> <p>譲受人は横浜市内で産廃業を営んでいます。</p> <p>2トントラックを13台保有しており、事業所の敷地に3台、保有駐車場に10台と2か所に分散して駐車をしていました。しかし事業所の増築に伴い、3台分の場所が失われ、現在は倉庫の敷地をやむを得ず使用しています。</p> <p>今回、業務効率化のため、古い駐車場を手放し、1箇所に統合することとなりました。</p> <p>本社から車で15分圏内の場所に、全台数を駐車できる場所を探していたところ、申請地が該当したため、転用を申請したものです。</p> <p>立地基準は、第3種農地です。前面道路に上下水道あり、500m以内にえみ保育園と石川こどもクリニックがあります。</p> <p>被害防除として、敷地内はすべて砕石敷きとし、雨水は自然浸透とします。東側水路は既存の鋼板のままとします。北、西側との境界には、既存のブロックを活かします。いずれも鶴見土木事務所と調整済みです。</p> <p>所有農地に違反転用はありません。</p> <p>計画は妥当であり、適切な被害防除も行われることから許可相当として市へ進達したいと考えております。御審議のほどよろしく願いいたします。</p> |
| <p>議長</p> | <p>7番について、地区担当の大立委員の意見はいかがですか。</p> |
| <p>大立委員</p> | <p>事務局の説明のとおり、問題ありません。</p> |
| <p>議長</p> | <p>7番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、7番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p> |
| <p>委員</p> | <p>(挙手)</p> |
| <p>議長</p> | <p>賛成多数と認め、7番は許可相当とし市に進達します。</p> <p>続いて、8番について事務局から説明してください。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>譲受人は譲渡人の長男で、現在、川崎市高津区の賃貸住宅に家族3人で暮らしていますが、両親の身の回りの世話や、農地の管理等の手伝いのため頻繁に本家に通っていること、また、今後家族が増えることも考慮し、本家の隣地となる申請地に分家住宅を建築することとなりました。</p> <p>なお、今回の申請は筆の一部転用となり、残農地については引き続き耕作します。</p> <p>立地基準は第3種農地です。500m以内に保木公園と美しが丘西よもぎ公園があり前面道路に上下水管があります。</p> |

| | |
|--------|--|
| | <p>被害防除ですが、前面道路は建築基準法第 42 条第 2 項道路のため最大約 70 cm セットバックします。東側及び南側境界はコンクリートブロック 1 段を設置、西側境界は農地への通作路に繋がっており、行き来がし易いように特段構造物は設けません。敷地内は全面土のため、雨水は自然浸透とします。住宅の雨水は道路側溝に接続し、汚水は公共下水道に排出します。</p> <p>所有農地に違反はありません。</p> <p>以上、許可相当として市へ進達したいと考えております。御審議のほどよろしくお願ひいたします。</p> |
| 議長 | 8 番について、地区担当の関戸委員の意見はいかがですか。 |
| 関戸委員 | 事務局の説明のとおり、問題ありません。 |
| 議長 | <p>8 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、8 番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p> |
| 委員 | (挙手) |
| 議長 | <p>賛成多数と認め、8 番は許可相当とし、市に進達します。</p> <p>続いて、9 番について事務局から説明してください。</p> |
| 事務局 | <p>譲受人は譲渡人の妹で、現在夫と 2 人で賃貸マンションに住んでいます。現在譲渡人と同居している両親は介護が必要な状態ですが、遠方のためなかなか手伝いに行けず、譲渡人が 1 人で両親の介護をしている状況です。介護に協力するため実家の近くで新たな住宅が必要となり本申請に至りました。</p> <p>立地基準は、第 3 種農地です。500m 以内に新田小学校、ししがはな公園があり前面道路に上・下水管があります。</p> <p>被害防除についてですが、住宅の雨水、汚水は公共下水道へ排水します。敷地内は転圧し、道路から玄関へのアプローチ部分は砂利敷き、他は土のままとし、雨水は自然浸透とします。敷地の周囲はコンクリートブロック 2～3 段で囲い隣接地への土砂流出を防止します。</p> <p>所有農地に違反転用はありません。</p> <p>他法令の手続きですが、開発許可申請について建築局調整区域課で受付済みです。</p> <p>計画は妥当であり、適切な被害防除も行われることから許可相当として市へ進達したいと考えております。御審議のほどよろしくお願ひいたします。</p> |
| 議長 | 9 番について、担当の小山推進委員の意見はいかがですか。 |
| 小山推進委員 | 地区担当の加藤委員から、問題ないとの連絡を受けております。 |

| | |
|-----|---|
| 議長 | <p>9番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、9番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p> |
| 委員 | (挙手) |
| 議長 | <p>賛成多数と認め、9番は許可相当とし、市に進達します。</p> <p>続いて、第4号議案「農地法の適用を受けない土地に係る非農地証明について」審議します。18番から21番までについて、事務局から説明してください。</p> |
| 事務局 | <p>18番について、立地基準は第3種農地です。10年間駐車場及び建物敷地として使用されていることを土地課税台帳登録事項証明で確認しました。</p> <p>19番は第2号議案13番の関連案件となっています。立地基準は第3種農地です。10年間駐車場及び建物敷地として使用されていることを土地課税台帳登録事項証明で確認しました。</p> <p>20番について、立地基準は第2種農地です。15年間山林であることを航空写真で確認しました。</p> <p>21番について、立地基準は第2種農地です。53年間通路及び建物敷地として使用されていることを航空写真で確認しました。</p> |
| 議長 | <p>18番から21番までについて、委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、18番から21番までについては承認し証明交付することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> |
| 委員 | (挙手) |
| 議長 | <p>賛成多数のため、18番から21番までにつきまして証明交付とします。また、第2号議案13番の関連案件である19番が承認されましたので、第2号議案13番についても許可相当とします。</p> <p>続いて、第5号議案「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」審議します。2番について事務局から説明してください。</p> |
| 事務局 | <p>地区担当の平本委員、事務局及び相続人で、6月7日に現地立会いを行いました。相続人は露地野菜を中心に良好に耕作しております。今後も引き続き農業経営を行うことを確認しております。農業用倉庫の面積を適用除外しています。</p> <p>以上のことから、「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」の交付につきまして、妥当であると考えております。御審議のほどよろしくお願ひいたします。</p> |
| 議長 | 2番について、地区担当の平本委員の意見はいかがですか。 |

| | |
|--------|--|
| 平本委員 | 現地は良好に耕作されており、問題ありません。 |
| 議長 | 2番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、2番については証明交付することに賛成の方は挙手をお願いします。 |
| 委員 | (挙手) |
| 議長 | 賛成多数のため、2番は証明交付とします。 続いて、3番について事務局から説明してください。 |
| 事務局 | 申請地は露地野菜畑、麦畑です。現地調査の結果、農地として良好な状態であることを確認しており、相続人は今後も引き続き農業経営をすることです。除外物件は農業用倉庫、資材置き場、通行路などがあります。 申請地の状況については、6月16日に地区担当の永島推進委員に確認いただき、問題ないと考えております。 以上のことから「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」の交付につきまして、妥当であると考えております。御審議のほどよろしくお願いたします。 |
| 議長 | 3番について、地区担当の永島推進委員の意見はいかがですか。 |
| 永島推進委員 | お一人で作業が重ならないように考えながら営農されております。農地は良好な状態で、問題ありません。 |
| 議長 | 3番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、3番については証明交付することに賛成の方は挙手をお願いします。 |
| 委員 | (挙手) |
| 議長 | 賛成多数のため、3番は証明交付とします。 続いて、4番について事務局から説明してください。 |
| 事務局 | こちらの案件につきましては、令和3年10月16日に父親が亡くなり、息子が当該地を相続するにあたって、納税猶予を受けたいとの意向から申請されたものです。 申請地は全て調整区域の農地で、農用地となっています。 相続人は、主に露地野菜を耕作しております。申請地の状況については、地区担当の栗原茂推進委員に現地確認を行っていただき、直売所や倉庫等の合計235.26㎡を除外しております。 |

| | |
|-------------|--|
| | <p>現地調査の結果、農地は良好に管理、耕作されていることを確認しております。</p> <p>以上のことから、「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」の交付につきまして、妥当であると考えております。御審議のほどよろしく願いいたします。</p> |
| 議長 | <p>4番について、地区担当の栗原茂推進委員の意見はいかがですか。</p> |
| 栗原茂 推進委員 | <p>6月17日に現地を確認しました。相続人は学校卒業後すぐに農業に従事し経験が豊富であり、いちごの観光農園と露地野菜の栽培をされています。農地はすべて適正に耕作されており、今後も継続いただけると思います。何ら問題ありません。</p> |
| 議長 | <p>4番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、4番については証明交付することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> |
| 委員 | <p>(挙手)</p> |
| 議長 | <p>賛成多数のため、4番は証明交付とします。</p> <p>続いて、第6号議案「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」審議します。4番について、事務局から説明してください。</p> |
| 事務局 | <p>こちらの案件につきましては、5月16日に事務局、地区担当委員の小島委員及び対象者と現地立会いを行いました。</p> <p>現地調査の結果、対象の農地は田及び果樹畑として良好に管理されていることを確認しております。</p> <p>以上のことから、緑税務署へ利用状況の確認につきまして、適正に管理されている旨を報告したいと考えております。御審議のほどよろしく願いいたします。</p> |
| 議長 | <p>4番について、地区担当の小島委員の意見はいかがですか。</p> |
| 小島委員 | <p>対象者が田を、対象者の子が果樹を栽培されています。何の問題もなく、きれいに営農されています。</p> |
| 議長 | <p>4番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、適正に管理されているとすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p> |
| 委員 | <p>(挙手)</p> |
| 議長 | <p>賛成多数のため、4番は適正に利用されていることを緑税務署に報告します。</p> <p>続いて、5番について、事務局から説明してください。</p> |

| | |
|-----|--|
| 事務局 | <p>こちらの案件につきましては、5月30日に相続人、角田委員及び事務局で立会いを行いました。</p> <p>現地調査により、露地野菜畑及び施設野菜畑として農地が適正に管理されていることを確認しております。</p> <p>以上のことから、緑税務署へ利用状況の確認につきまして、報告したいと考えておりますので、御審議のほどよろしくお願いたします。</p> |
| 議長 | <p>地区担当は私ですが、現地は適正に利用されております。</p> <p>5番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、5番については証明交付することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> |
| 委員 | <p>(挙手)</p> |
| 議長 | <p>賛成多数のため、5番は適正に利用されていることを緑税務署に報告します。</p> <p>続いて、6番について、事務局から説明してください。</p> |
| 事務局 | <p>こちらの案件につきましては6月6日に事務局、角田委員及び所有者とで現地調査を行いました。</p> <p>現地調査の結果、すべての農地は露地野菜畑として適正に管理されていることを確認しております。</p> <p>以上のことから、緑税務署へ利用状況の確認につきまして、報告したいと考えておりますので、御審議のほどよろしくお願いたします。</p> |
| 議長 | <p>こちらの案件も地区担当は私ですが、現地は適正に利用されております。</p> <p>6番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、6番については証明交付することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> |
| 委員 | <p>(挙手)</p> |
| 議長 | <p>賛成多数のため、6番は適正に利用されていることを緑税務署に報告します。</p> <p>続いて7番ですが、議事参与の制限により、野路委員はいったん退室をお願いします。</p> <p>(野路委員 退室)</p> |
| 議長 | <p>それでは、7番について、事務局から説明してください。</p> |

| | |
|--------|--|
| 事務局 | <p>こちらの案件につきましては、6月9日に事務局と対象者とで現地を確認を行い、すべて適正に耕作されていることを確認しております。また、森田推進委員に現地を確認いただいております。</p> <p>このように、適正に耕作されていることから、緑税務署へ利用状況の確認につきまして、適正に耕作されている旨報告したいと考えておりますので、御審議のほどよろしくお願いたします。</p> |
| 議長 | 7番について、担当の森田推進委員の意見はいかがですか。 |
| 森田推進委員 | 事務局の説明のとおり、適正に利用されています。 |
| 議長 | <p>7番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、適正に管理されているとすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p> |
| 委員 | (挙手) |
| 議長 | 賛成多数のため、7番は適正に利用されていることを緑税務署に報告します。 |
| 議長 | <p>野路委員の入室をお願いします。</p> <p>(野路委員 入室)</p> |
| 議長 | 続いて、第7号議案「農地造成工事の承認について」2番について、事務局から説明してください。 |
| 事務局 | <p>今回の申請地は、現況は田ですが、管理が難しくなってきたため畑として整えることが目的です。隣接の畑との境には1.5m程度の高低差がありますが、今回の造成を機にその高低差をならし整えます。周りの水路について土砂が流出しないよう鋼板などを設けます。申請地の周辺には水利組合はありません。土は戸塚区吉田町から高速道路を使って港北インターチェンジを経て搬入します。</p> <p>以上、計画は妥当と考えますので、御審議のほどよろしくお願いたします。</p> |
| 議長 | 2番について、地区担当の大塚委員の意見はいかがですか。 |
| 大塚委員 | 隣接の畑と整えることは妥当と考えます。 |
| 議長 | <p>2番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、2番については承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> |

| | |
|-------------|--|
| 委員 | (挙手) |
| 議長 | 賛成多数と認め、2番は承認と決定します。 続いて、第8号議案「特定農地貸付法に基づく特定農地貸付けの承認について」審議します。3番について、事務局から説明してください。 |
| 事務局 | 申請地は斜線の箇所、農用地区域の一角です。南西側は開設者の自作地となります。農園には東側の道から自作地を介して通行できますので、周辺への影響は軽微と思われます。 続けて、配置計画図をもとに御説明します。貸付区画は1区画 30 m ² ~60 m ² で、8区画を開設する計画です。 次に開設内容の説明をします。 ・農園の名称：栗原農園 ・貸付期間：1年間 ・貸付けにかかる賃料：年間 25,000~50,000 円/区画 ・募集方法：現地看板等による公募 ・申し込み方法：電話 ・選考方法：先着順 ・管理者：開設者本人・家族 ・開園予定（増設部分）：令和4年8月1日 利用者の通作手段は、徒歩を想定しています。 横浜市と土地所有者との貸付協定は、令和4年6月9日に結んでおります。 以上の申請内容から、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」第3条第3項について適当と認められると考えられます。御審議のほどよろしくお願いたします。 |
| 議長 | 3番について、地区担当の栗原茂推進委員の意見はいかがですか。 |
| 栗原茂 推進委員 | 開設者は最近腰の具合が悪く、また自宅近くに今回の土地と同規模の畑を有し、今後どちらも営農していくことが困難ということで相談があり、貸付方法を案内した結果この申請に至ったものです。一部自作地を除いた貸付ですが、貸し付けた農地の管理も確認しながら進めていきたいとのこと。以上問題ないと考えます。 |
| 議長 | 3番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、3番については承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 |
| 委員 | (挙手) |
| 議長 | 賛成多数と認め、3番は承認と決定します。 |

| | |
|------------|---|
| <p>事務局</p> | <p>続いて、第9号議案「旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業の事業計画に関する意見照会について」審議します。事務局から説明してください。</p> <p>横浜市が施行する旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業の事業計画について、土地区画整理法第136条第1項の規定に基づき意見照会がありました。土地区画整理法では、当該区画整理事業が市街化調整区域の農用地の廃止を伴うものであるときなどは、その事業計画について農業委員会の意見を聴かなければならないとされています。</p> <p>本事業の区域全体は、平成27年6月に返還された瀬谷区と旭区上川井町の一部にまたがる米軍施設跡地となっており、その大部分が市街化調整区域になっています。相鉄線の瀬谷駅の北2.0kmに位置し、都市計画事業区域の面積は約248.5haとなっています。東名高速道路や保土ヶ谷バイパスに近接し交通利便性に優れていることから、計画的な土地利用誘導の推進が望まれている地区です。また、事業区域の南東部には、市民の森が広がっています。</p> <p>土地の所有状況は、国有地と民有地がそれぞれ約45%、市有地が約10%を占めており、民有地は概ね農地、市有地は主に農道として利用され、国有地の大部分は基地施設の関係ですが、一部は野球場、広場等に利用されています。</p> <p>本事業においては、国有地・民有地の混在を解消すること、周辺の緑豊かな自然環境と調和の取れた優良な都市農業の振興と、新たな都市的土地利用が共存可能なまちづくりの推進を図るために土地を集約すること、将来必要となる道路等都市基盤の一体的な整備による利便性の向上を図ること等を目指し、公共施設の整備改善及び宅地の利用推進を図ることを目的としています。国有地・民有地の混在の解消及び各地権者の将来の土地利用意向を実現するため、申出換地という方法により本区画整理を実施してまいります。</p> <p>土地利用計画は、農業振興地区、公園・防災地区、観光・賑わい地区及び物流地区の4つのゾーンに区分けされています。農業振興地区の約50haは、営農を希望する地権者を中心に新たな都市農業を行うための質の高い農業基盤を整備します。公園・防災地区の約67haは、令和9年3月から開催を予定している国際園芸博覧会のレガシーを継承する拠点形成するとともに、地域や広域レベルでの災害対応力の強化を図ります。観光・賑わい地区の約70haは、広大な土地を最大限に生かし、集客力のある施設を誘致することで賑わいの創出を図ります。物流地区の約23haは、地区北側の物流施設集積エリアに隣接させ、物流施設を配置し経済活性化を図ります。令和4年4月には施行区域のみ都市計画決定しており、都市的土地利用を行う「物流地区」「観光・賑わい地区」について、今後、市街化編入を行う予定です。</p> <p>事業区域内の農地の状況ですが、全体の約43%にあたる約107.8haが農地で、地目は田が約10ha、畑が約97haです。そのうち中央農業委員会管内の農地面積が約29haとなっており、区域内は10ha以上の集団農地を含みます。本事業では、換地に際して、地権者の土地利用意向に基づく申出換地の手法がとられます。現時点では地権者の意向が最終確定していないため、正確な換地後の農地面積は未定ですが、現在の事業計画では、農業振興地区約8.2haを超えない面積で農地が残ると想定されています。残農地は農振農用地として南東側に集約され、周囲は公園・防災等用地のゾーンや程々</p> |
|------------|---|

| | |
|--------|--|
| | <p>谷カントリー倶楽部、市民の森に囲まれる計画です。</p> <p>本事業計画につきましては、計画の実現性も高いことからやむを得ないものの、議案書の案とおり、「農業者が引き続き営農を希望する地区は、農地利用に関する意向を尊重し、営農環境や農業経営に支障が生じないようにするため、農業委員会及び横浜市農政部局と連絡や調整を十分に行うこと。」「特に、相続税納税猶予の特例適用農地の取扱い及び農地の基盤整備について十分に配慮すること。」「また、事業地区周辺で営農している農業者に対しても、周辺地域の農業経営に支障が生じないように配慮すること。」との意見を附して回答したいと考えております。なお、今回事業区域の担当である阿部委員には、事前に事業内容を説明し、意見案を含めて了承を得ています。</p> <p>本件につきましては、30 a を超える農地の廃止を伴うものであることから、総会での審議後、県ネットワーク機構に諮問し、回答を附して横浜市都市整備局に回答します。</p> <p>以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。</p> |
| 議長 | 都市整備局から補足はありますか。 |
| 都市整備局 | <p>平成 27 年 6 月に基地が返還されました。横浜市としては郊外部の活性化の拠点として、土地区画整理事業という形で検討を進めてまいりました。農業振興を図る農業振興地区、公園・防災地区、観光・賑わい地区、物流地区の 4 ゾーンを予定しています。区域内の地権者の皆様に組織されるまちづくり協議会と調整を図りながらこの計画ができました。</p> <p>区域内は国有地と民有地が混在しているため、この解消を図るための手法として、申出換地という手法を用います。申出換地とは、地権者の方の将来の土地利用の意向を踏まえて換地するものです。</p> |
| 議長 | それでは、意見、質問等がありますか。 |
| 森田推進委員 | <p>今回の計画は農業振興地域内の農用地を含むものだと思いますが、市が区画整理事業を実施する場合は農用地が除外されて開発できるようになります。一方で、民間が同様の手法をとろうとしても開発はできません。区画整理事業が実施されると、生産緑地に指定すれば別ですが、農地は残らなくなってしまいます。</p> <p>他の地区でも、市等が都市計画道路を整備することで農用地が外れることがありますが、農地が分断されて耕作しづらくなった事例もあります。農業委員会に対しては報告して終わり、意見を求められた時点では、計画が覆せる段階ではなく許可されてしまいます。</p> |
| 議長 | 特別な場所ですので、今回の計画案についての意見に対しての回答をお願いします。 |
| 都市整備局 | 今回の地区は、全体が米軍施設となっている中で、耕作が暫定的に認められていました。区域全域の土地利用として地権者の皆様の意向も確認し、今回の計画案となっ |

| | |
|-------------|---|
| | <p>ています。</p> <p>今回、土地区画整理事業として、農業振興地区では基盤整備を行う予定です。通常、区画整理事業は市街化区域で実施しますが、今回は特区申請をすることで、市街化調整区域のまま区画整理事業を行いまして、将来市街地にするところと農業振興地区の整備を一体的に行います。なお、農業振興地区の一部は、農振農用地として残していく形で検討しています。</p> |
| 議長 | <p>他の地区については、その地区で検討していくということで、よろしく願います。</p> <p>他に意見、質問等がありますか。</p> |
| 関戸委員 | <p>観光・賑わい地区は、具体的にはどのような土地利用のイメージでしょうか。</p> |
| 都市整備局 | <p>テーマパークを核とした土地利用を予定しています。</p> |
| 関戸委員 | <p>テーマパークへのアクセスとか、道路渋滞等が生じて営農に支障が生じることはないのでしょうか。</p> |
| 都市整備局 | <p>土地区画整理事業で、新たな地区内道路を整備し、併せて八王子街道の拡幅や三ツ境方面への道路整備など、渋滞が発生しないような整備を行っていきます。また、東名高速道路から直接つながる新たなインターチェンジの検討に着手するとともに、瀬谷駅を起点とした新たな交通の検討も進めているところです。</p> |
| 小池委員 | <p>観光・賑わい地区と農用地が隣接しているので、営農に支障を来すような問題は解消するようにしていただきたいと思います。</p> |
| 大澤委員 | <p>事業計画の妥当性を農業委員会で判断するにあたり、当該地区の農業者にとって今回の計画はどのようなメリットがあるのかお聞かせ願います。</p> |
| 都市整備局 | <p>農地面積は、旭区では約 29ha から、換地後に約 8.2ha になる計画です。当該地区は基盤整備がされていない地区のため、今回の区画整理に伴って農地造成や道路の整備、畑地かんがい施設の導入等を予定しています。このため、農地面積は減少するものの、基盤整備がされることで営農しやすい環境になる計画です。</p> |
| 栗原茂 推進委員 | <p>今回の計画は、市会の承認を得ているのですか。</p> |
| 都市整備局 | <p>市会でも説明しています。</p> <p>今回の計画については、案を縦覧し、現在、意見書の提出期間であり、今後、都市計画審議会等を経て、今年 10 月頃事業計画決定の予定となっています。</p> |

| | |
|-------------|--|
| 栗原茂 推進委員 | 最終的には市会の承認を得るのですか。 |
| 都市整備局 | 最終的には市会に報告します。また、横浜市として事業計画の決定の公告をしてから、正式に今回の計画で進めていくという形になります。 |
| 栗原茂 推進委員 | 先ほどの森田推進委員の質問に対する回答の際に、今の話をされた方が、我々が選挙で選んだ代表の方々が最終的に承認される、だから横浜市として進めることができるという説明でわかりやすかったと思います。 |
| 小山推進委員 | この区域には、旧道が走り、周辺に寺や民家等があったりすると思いますが、どこに移転する計画となっていますか。 |
| 都市整備局 | 今回の区域は、旧上瀬谷通信施設だったところが主となります。周辺の寺や民家などは事業区域外になりますので、移転はしません。 |
| 坂田委員 | 都市計画審議会は、農業振興地域とか農用地とかは知っているが、重要視しないで進めているように思います。中央農業委員会として、委員会で出た意見、農業者の意見をしっかりと都市計画審議会に伝えてもらいたいと思います。 |
| 議長 | わかりました。 |
| 小山推進委員 | 観光・賑わい地区に近接することで、農薬の散布や肥料の使用に際して非常に気を遣う必要が出て、営農しづらくなるのではないかという危惧があります。 |
| 都市整備局 | そういった御意見も、まちづくり協議会で議論している中でいただいています。安心して農業を継続できるような環境をつくることも、農業振興地区を整備していく中で課題だと思っております。 具体的な方策は決まっていますが、どういう形であれば、土地利用と農業を両立し、安心して農業を継続できるのか、まちづくり協議会と調整しながら進めていきます。 |
| 議長 | それでは、中央農業委員会の意見として、原案どおりでよろしいでしょうか。 この内容について、意見はありますか。 |
| 森田推進委員 | 今回出た意見を記録に残しておくという形をお願いしたいと思います。 |
| 事務局 | 今回いただいた御意見は概ね原案に反映されていると思いますし、都市整備局には今の質疑応答については持ち帰っていただく形になります。また、今回出た営農への |

| | |
|--------|---|
| | 意見は、この原案に含まれる内容と考えられます。 |
| 議長 | 原案どおりで県農業委員会ネットワーク機構に挙げていきたいと思います。 第9号議案について、原案どおりで承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 |
| 委員 | (挙手) |
| 議長 | 挙手多数と認め、第9号議案は承認とします。 続いて、第10号議案「農用地利用集積計画案の審議について」農政推進担当から説明してください。 |
| 農政推進担当 | 第10号議案について、今回、本農用地利用集積計画が決定されますと、7月25日発行予定の横浜市報に市の計画を定めた旨の公告が掲載され、8月1日から利用権設定が開始になる予定です。設定筆数は北部農政事務所管内で合計34筆、面積は21,610.20㎡です。内訳として、個人同士の利用権設定のほか、農地中間管理事業として神奈川県農業公社が借りる農地、一般法人等が借りるものがあります。 |
| 議長 | 第10号議案について、意見、質問等がありますか。 無いようですので、第10号議案について決定とすることに賛成の方は挙手をお願いします。 |
| 委員 | (挙手) |
| 議長 | 賛成多数と認め、第10号議案は決定とします。 続いて、第11号議案「農用地利用配分計画の意見照会について」で農政推進担当から説明してください。 |
| 農政推進担当 | 本議案は神奈川県農業公社が作成した農用地利用配分計画案について、御意見を伺うものです。区別設定内容一覧の5筆は、第10号議案の農地中間管理事業として公社が借り受けるものとなっています。公社が作成する農地利用配分計画により、実際の耕作者に貸付けが行われる流れとなっています。 各筆明細一覧の「権利の設定を受ける者」が、公社から実際に借り受けて耕作する方となっています。第10号議案で説明した利用集積計画により所有者から公社への利用権が設定されると、8月以降にこの利用配分計画の決定手続きが県で行われ、公社から耕作者への貸借が始まる流れとなります。このため、利用配分計画の始期は10月1日となります。 |
| 議長 | 第11号議案について、意見、質問等がありますか。 無いようですので、第11号議案について決定とすることに賛成の方は挙手をお願いします。 |

| | |
|--------|--|
| 委員 | (挙手) |
| 議長 | 賛成多数と認め、第11号議案は承認とします。 以上で第24回総会審議事項の審議を終了します。 続いて、報告事項第1号から第9号について、野路委員お願いします。 |
| 野路委員 | 報告事項第1号から第8号について、事務局から説明をしてください。 |
| 事務局 | 報告事項第1号から第8号まで一括で報告。 |
| 野路委員 | 第1号から第8号について質問等がありますか。 無いようですので、報告事項第1号から第8号までを了承とします。続いて、第9号について事務局から説明をしてください。 |
| 事務局 | 農地法に基づき農地の利用状況調査を実施します。委員の方には御協力をお願いします。 農用地区域以外の調査は、日常の活動の中で把握されている遊休農地がある場合は、8月26日までに御報告をお願いします。該当がない場合は、調査結果報告用紙に該当なしと御記入ください。 |
| 野路委員 | 第9号について質問等がありますか。 |
| 森田推進委員 | 昭和40年代の減反政策により何十年も休耕になっているところがあります。以前、対応を提案したことがあったが、どうなっているのでしょうか。提案があったらきちんと検討してほしいと思います。 |
| 事務局 | わかりました。 |
| 野路委員 | 他に質問等がありますか。 無いようですので、報告事項第9号を了承とします。 これをもって第24回総会を終了します。 |
| | (閉会 16時10分) |

会長は議事録を作成し、議長は署名人とともに署名する。

令和4年 月 日

議 長

署名人

署名人

令和4年6月27日開催 第24回総会出欠状況

【農業委員】

| 番号 | 氏名 | 役職名 | 出欠状況 | 備考 |
|----|-------|---------|------|--------|
| 1 | 角田昇 | 会長 | 出席 | 議長 |
| 2 | 野路幸子 | 会長職務代理者 | 出席 | |
| 3 | 金子利一 | | 出席 | |
| 4 | 坂田清一 | | 出席 | |
| 5 | 加藤保 | | 欠席 | |
| 6 | 栗原智 | | 出席 | |
| 7 | 守谷弘 | 連合会監事 | 出席 | |
| 8 | 大立尚登 | 連合会理事 | 出席 | |
| 9 | 阿部敏 | | 出席 | |
| 10 | 大澤博 | | 出席 | 議事録署名人 |
| 11 | 岡部弘 | | 出席 | 議事録署名人 |
| 12 | 河原俊一 | 連合会理事 | 出席 | |
| 13 | 大塚喜彦 | | 出席 | |
| 14 | 関戸裕一 | | 出席 | |
| 15 | 平本武夫 | | 出席 | |
| 16 | 小池誠一郎 | | 出席 | |
| 17 | 小川名重典 | 連合会理事 | 出席 | |
| 18 | 白井秀幸 | | 出席 | |
| 19 | 小島重信 | | 出席 | |

【農地利用最適化推進委員】

| 番号 | 氏名 | 役職名 | 出欠状況 | 備考 |
|----|-------|-------|------|----|
| 1 | 荻野清 | | 出席 | |
| 2 | 栗原茂 | | 出席 | |
| 3 | 小山正博 | 連合会理事 | 出席 | |
| 4 | 齋藤公 | | 出席 | |
| 5 | 鈴木輝雄 | 連合会理事 | 出席 | |
| 6 | 永島善範 | | 出席 | |
| 7 | 根本栄治 | | 出席 | |
| 8 | 吉野幸弘 | | 出席 | |
| 9 | 飯田清 | | 出席 | |
| 10 | 内田英一 | | 出席 | |
| 11 | 大矢勝 | | 出席 | |
| 12 | 小原甲史 | | 出席 | |
| 13 | 齋藤春美 | | 出席 | |
| 14 | 佐藤孝春 | | 出席 | |
| 15 | 新川和生 | | 出席 | |
| 16 | 森田喜八郎 | | 出席 | |
| 17 | 吉濱勝 | 連合会理事 | 出席 | |

その他会議に出席した関係者の氏名：なし